**○○自治会（町内会）規約（会則）**

規約の名称は、○○自治会(町内会)会則等でも結構です。地方自治法（以下「法」という。）上の制限はありません。

第1章　総則

（目的）

第１条　本会は、第３条に定める区域内の住民が、隣人として精神的な心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題についてともに関心をもち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として、次の事業を行う。

（１）会員相互の連絡事務に関すること。

（２）生活環境の改善及び向上に関すること。

（３）住民生活の安全確保に関すること。

（４）住民の教育、福祉及び文化の向上に関すること。

（５）住民の健康増進に関すること。

（６）住民相互の融和と扶助に関すること。

（７）地域内の老人、婦人、青年、子ども等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関すること。

（８）市自治会連合会、区自治会連合会その他の団体との連絡及び協調に関すること。

（９）市役所その他の官公署との連絡及び協力に関すること。

（10）その他目的の達成のために必要なこと。

【必要的記載事項】

「目的」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第２６０条の２第３項第１号）。活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にするよう、できるだけ具体的に書いてください。「目的」、「事業」を別の条で定める方法もあります。

（認可要件：法第２６０条の２第２項第１号）

１　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

（名称）

第２条　本会は、○○自治会（町内会）と称する。

【必要的記載事項】

「名称」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第２６０条の２第３項第２号）。その名称は、現在の名称で結構です。法律上の制限はありません。

（区域）

第３条　本会の区域は、静岡市〇区○○町（○○町字△△）の全域とする。

【必要的記載事項】

「区域」は、規約で必ず規定しなければなりません（地方自治法第２６０条の２第３項第３号）。町、字単位で区域が区切られている場合は、上記のように定めてください。

　また、町、字の一部を区域としている場合は、次のように定めてください。

第３条　この会の区域は、静岡市〇区○○町△△番地から△△△番地までの区域

（○○丁目○番○号から×番×号までの区域）とする。

地番等が連続していない場合は、該当の地番等を列挙してください。この場合、地番が多くなるなどで別表表示するときは、次のように作成してください。

第３条　この会の区域は、静岡市〇区○○町のうち別表（別図）に定める区域とする。

　別表

|  |  |
| --- | --- |
| 町又は字 | 地　　　　　　　番 |
| △△△ | ２０，８４の２、８４の５、８５の１から８５の３まで、  ８６から９５まで、…………… |
| △△△△ | 全部 |

　なお、河川や道路などで明確に表示できる場合は、次のような表現も可能です。

第３条　この会の区域は、静岡市〇区○○町のうち××川の北の区域とする。

※別図とする場合は、規約に別図を添付して提出する必要があります。

　（主たる事務所）

第４条　本会の主たる事務所は、静岡市〇区○○町△△番地に置く。

【必要的記載事項】

「主たる事務所の所在地」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第２６０条の２第３項第４号）。住居表示又は地番及び家屋番号により具体的に定めてください。所在地が変わった場合は、市に変更の届出をしなければなりませんので、自治(町内)会長の個人宅でなく変更の少ない集会所等にしておくのが適当です。

　なお、こうした施設のない自治(町内)会は、「この会の主たる事務所は、会長の自宅に置く。」といった表現も可能です。この場合、自治(町内)会長が変更となる都度、代表者と事務所所在地の変更について、市へ告示事項変更届を提出していただく必要があります。

第２章　会員

（会員）

第５条　第３条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

２　前項に該当しない個人又は団体にあっては、本会の活動を賛助するため、賛助会員となることができる。

【必要的記載事項】

「構成員の資格に関する事項」として、会員の資格を規定しなければなりません（法第２６０条の２第３項第５号）が、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

　なお、自治(町内)会の会員は、区域内に住所を有する個人に限られていますので、法人・組合等の団体は、第２項のように賛助会員として規定してください。賛助会員は、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能と考えられます。

（会費及び入会金）

第６条　会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

【任意的記載事項】

法的には求められていませんが、会費は会員及び団体にとって重要事項であり、規約で定義しておく必要があります。

「別に定める」とは、細則で会員規程等を作成することとなります。

（入会）

第７条　本会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

２　本会は、正当な理由がない限り、第３条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

【任意的記載事項】

入会の方法として会長に届け出るものとしていますが、会として確実に受理できるのであれば、会長の他に役員やブロック長などに提出することとしても問題ありません。

区域内に住所を有する個人であれば誰もが会員となることができ、正当な理由がない限り、その者の加入を拒むことはできません（法第２６０条の２第７項）。ここでいう「正当な理由」とは、その者の加入によって、団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであり、社会通念上も妥当と認められる場合をいいますが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られると思われます。

（退会等）

第８条　会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

２　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（１）第３条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

（２）死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

（拠出金品の不返還）

第９条　退会した会員が既に納入した会費、入会金及びその他の拠出金品は、返還しない。

【任意的記載事項】

　会費を年度当初に一括して納入した会員が、年度途中に退会した場合には、未経過分の会費を返納することは、上記の規定には抵触しません。

第３章　役員

（役員の種別）

第10条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　　１人

（２）副会長　○人

（３）会計　　○人

（４）監事　　○人

【必要的記載事項】

「代表者に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第２６０条の２第３項第６号）。

　代表者（会長）は１人でなければなりません（法第２６０条の５）。また、規約又は総会の決議で、１人又は数人の監事を置くことができます（法第２６０条の１１）。

　なお、部長等を役員としている場合~~会~~は、次のように加えて定めてください。

（３）部長　各部○人

（４）会計　　　○人

（５）監事　　　○人

（役員の選任）

第11条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事は、他の役員と兼ねることができない。

【任意的記載事項】

役員の選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

（役員の職務）

第12条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

【法定記載事項】法第２６０条の６

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

【任意的記載事項】会長が欠けたときは、副会長による会長の職務代行は法律行為には及びえないことから、直ちに後任の会長を選出すべきです。

３　会計は、この会の会計事務を処理する。

【任意的記載事項】

会計は任意の職となります。

また、部長等を役員とした場合は、その職務を規定してください。

４　監事は、次の業務を行う。

（１）本会の会計及び財産の状況を監査すること。

（２）役員の業務執行の状況を監査すること。

（３）会計及び財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。

（４）前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

【法定記載事項】法第２６０条の１２

（役員の任期等）

第13条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　役員に欠員を生じたときの後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

４　役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

　（１）職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

　（２）職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

【任意的記載事項】

役員の任期は法律上特に規定はありません。事務執行上支障が生じないように本条第３項の定めを置くことが望まれます。

顧問及び相談役、また、委員会を置く場合は、実態に応じて次のように規定してください。

（顧問及び相談役）

第　　条　本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

　（委員会）

第　　条　本会に、第１条に規定する事業を円滑に行うため、委員会を置くことができる。

２　委員会の委員は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

３　委員会の委員は、特定の業務について、調査研究する。

第４章　会議

（会議の種別）

第14条　本会の会議は、総会及び役員会とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

【必要的記載事項】

「会議に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第２６０条の２第３項第７号）。

規定すべき事項は、会議の招集方法、議決事項及び議決方法などです。

なお、役員会は法律上の位置付けはなく、任意の組織となります。

（会議の構成）

第15条　総会は、会員をもって構成する。

２　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

【任意的記載事項】

団体の最高意思決定機関は総会であり、少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開催しなければなりません（法第２６０条の１３）。

なお、役員会のメンバーは監事を除く役員とし、監事は役員会の構成員とはなれませんが、役員会は総会に諮る予算・決算等を議決する機関でもあり、重要案件については、出席することは可能です。この場合も、監事に表決権はありません。

（議決事項）

第16条　総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）事業計画及び収支予算に関すること。

（２）事業報告及び収支決算に関すること。

（３）重要な契約を締結すること。

（４）その他本会の運営上特に重要なこと。

２　役員会は、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項に関すること。

（２）総会の議決した事項の執行に関すること。

（３）その他本会の運営に必要なこと。

３　第１項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決のうえ執行することができる。この場合において、会長は、次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

【任意的記載事項】

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議が必要となります（法第２６０条の１６）。

（総会）

第17条　通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

　（１）会長が必要と認めたとき。

　（２）総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

　（３）第12条第４項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【法定記載事項】

通常総会は、少なくとも毎年１回開催する必要があります（法第２６０条の１３）。また、法第２６０条の４の規定により、年度終了後３箇月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、年度終了後３箇月以内に総会を開催しなければなりません。

なお、事業計画及び予算の決定を通常総会で行う場合には、年度当初から総会開催日まで予算がなく支出行為ができないこととなりますが、この点については、第２８条第２項のように規定することで、支出行為は可能となります。

法第２６０条の１４第２項の規定により、上記の「総会員の５分の１」の割合は、規約により増減することができますが、会員の総会招集を求める権利を奪うことにならないよう留意する必要があります。

　（役員会）

第18条　役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

　（１）会長が必要と認めたとき。

　（２）役員の○分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

【任意的記載事項】

団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であるため、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは監事を除く役員とし、監事は役員会の構成員とはなれませんが、出席することは可能です。

（招集）

第19条　総会及び役員会は、会長が招集する。

２　会長は、第17条第２項第２号及び第３号並びに前条第１項第２号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会又は役員会を招集しなければならない。

３　総会及び役員会を招集するときは、会長は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、少なくとも開会日の５日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

【法定記載事項】

総会の招集は、少なくとも５日前に行う必要があります（法第２６０条の１５）。

（議長）

第20条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

２　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

【任意的記載事項】

会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

（定足数）

第21条　会議は、総会においては総会員、役員会においては役員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（議決）

第22条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

２　役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。

３　可否同数のときは、議長の決するところによる。

【任意的記載事項】

総会の定足数、議決に関する会員数については、法上では特に定められていませんが、法第２６０条の２第８項に「認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし…」されており、表記のように規定することが適切であると考えられます。

（書面表決等）

第23条　やむを得ない理由のため会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その会員は会議に出席したものとみなす。

【法定記載事項】

表決権については、各会員平等とされており、また、総会に出席できない場合は、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は代理人を出すことができるとされています（法第２６０条の１８）。

通常、世帯主を対象に総会を開催している場合が多いかと思われますが、出席されない世帯員分は書面表決又は委任状の提出によって出席扱いとする点に留意する必要があります。世帯員を含めずに総会を開催する場合、定足数を満たしていないと総会の議決そのものが無効となってしまいます。

また、電磁的方法による表決とは、例えば電子メールなどによる送信、Webサイトやアプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が該当します。

前述のとおり、各会員の表決権は平等とされていますが、従来の自治会（町内会）等においては、世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたケースもあるものと思われます。そうしたことを勘案して、次のような規定を設けることは可能です。

（会員の表決権）

第○○条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。

２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。

一　○○○○○○○

二　×××××××

ただし、上記の第２項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められないと解され、規約に定めることとなる事項（代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等）についての決定も規約の変更となるため同項の適用は認められないと解されます。

なお、同項を適用する場合にも、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。

（議事録）

第24条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）会議の日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

【任意的記載事項】

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可申請の際などに必要となることから、表記のとおり議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第５章　資産及び会計

（資産の構成）

第25条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）別に定める財産目録記載の資産

（２）会費及び入会金

（３）寄附金品

（４）活動に伴う収入

（５）資産から生ずる果実

（６）その他の収入

【必要的記載事項】

「資産に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第２６０　　条の２第３項第８号）。

地縁による団体が法人格を取得する目的は地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにありますが、法人格の取得により、団体名義で資産の登記・登録をすることが可能となります。規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要があります。

（資産の管理）

第26条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

　（資産の処分）

第27条　本会の資産で第25条第１号に掲げるものうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において４分の３以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第28条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第29条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第30条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

【法定記載事項】

財産目録は、年度終了の時までに作成しなければなりません（法第２６０条の４）。

（会計年度）

第31条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第６章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第32条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、静岡市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【法定記載事項】

規約の変更は、総会員の４分の３以上の同意を得なければなりません（法第２６０条の３）。この数は、規約により変更することが可能（法第２６０条の３但し書き）ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

また、規約の変更は、市長の認可を必要とします。

（解散）

第33条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

【法定記載事項】

認可地縁団体は、①規約で定めた解散事由の発生、②破産、③認可の取消し、④総会員の４分の３以上の同意による総会の決議、⑤構成員が欠けた場合に、解散することとなります（法第２６０条の２０及び２１）。なお、他の解散事由を規約に定めることも可能です。

総会議決数の「４分の３」については定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当ではありません。

（残余財産の処分）

第34条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

【任意的記載事項】

解散した際の認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属することとなります。規約で帰属先を指定しなかった場合には、総会の決議を経て、かつ市長の認可を受けて、目的が類似する団体へ寄附することができます。これらで処分されない財産は市に帰属することとなります（法第２６０条の３１）。

第７章　雑則

（書類及び帳簿等の備え付け）

第35条　本会は、その主たる事務所に、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）規約

（２）会員名簿

（３）役員名簿

（４）認可及び登記等に関する書類

（５）総会及び役員会の議事録

（６）収支に関する帳簿及び証拠書類

（７）財産目録その他の資産の状況を示す書類

（８）その他必要な帳簿及び書類

【法定記載事項】

財産目録及び会員名簿は、事務所に備え付けて置かなければなりません（法第２６０条の４）。

また、会員名簿は、変更のあるごとに訂正しなければならないとされています。

（委任）

第36条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が定める。

附　則

１　この規約は、○年○月○日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第２９条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、第３１条の規定に関わらず、設立認可のあった日から○年○月○日までとする。